

第8期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年4月21日（金曜日） 午後2時
（受付開始 午後1時）

開催場所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 ホール6C
東京都新宿区市谷八幡町8番地

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただきますよう、お願い申し上げます。なお、今後の状況変化により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.kubotaholdings.co.jp/2023/index.html>

CONTENTS

第8期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	12
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	15
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	19
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	19
第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	20
事業報告	25
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47
株主総会会場のご案内	裏表紙

株主各位

(証券コード 4596)

2023年4月3日

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号

霞が関東急ビル4F

窪田製薬ホールディングス株式会社

代表執行役会長、社長兼最高経営責任者 窪田 良

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会では、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR資料室」内の「株主総会関連資料」をご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「窪田製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4596」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年4月20日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面（郵送）による議決権行使の方法	インターネットによる議決権行使の方法
<p>本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	<p>当社指定の議決権行使サイト(https://www.web54.net/)にアクセスの上、本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」（5～6ページ）をご参照ください。</p>

記

1. 日 時 2023年4月21日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 T K P 市ヶ谷カンファレンスセンター 6階 ホール6C（東京都新宿区市谷八幡町8番地）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 1.第8期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の件
2.第8期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページの当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結持分変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、監査委員会及び会計監査人は、1ページの当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について1ページの各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- (2) インターネットによる議決権行使は、2023年4月20日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等がございましたら証券代行ウェブサポートへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://www.web54.net/>）において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「議決権行使コード」「パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

・専用ダイヤル 0120-652-031（受付時間 午前9時から午後9時、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 主にKubota Glassに携わる人員の増加を見据えた経営合理化の一環として、業務の効率化と事務所賃料の削減を目的として、本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区へ変更するものであります。なお、関連する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、指名委員会等設置会社として、健全なコーポレート・ガバナンスを実践してまいりましたが、今般、当社のコーポレート・ガバナンスのあり方を再検討した結果、当社の事業規模や他の上場会社の動向等を踏まえ、これまで同様に健全なコーポレート・ガバナンスを確保できる体制として、監査等委員会設置会社が当社にとってより適切な機関設計であるものとの認識に至ったものであります。具体的には、監査等委員会設置会社制度においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが、それぞれ区別された形で株主の皆様により選任されることとなり、株主の皆様から直接の負託を受けた取締役が業務執行を行うとともに、監査等委員である取締役がより独立性の高い立場から経営に対する監査・監督を行い、経営と監督の責任分担を明確化することが可能となります。なお、監査等委員会設置会社制度においても、指名委員会等設置会社と同様、定款に定めることにより幅広く取締役に業務執行の決定を委任することが可能であり、引き続き経営の意思決定の迅速化に資することが可能です。また、指名委員会等設置会社と同様、監査等委員会設置会社はグローバルにも理解されやすい機関設計であります。当社は、このような監査等委員会設置会社制度の特徴を活かすことで、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、(1)は、2023年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとします。(2)は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)<br/>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。<br/>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (以下「<u>指名委員会等</u>」という。)<br/>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた<u>執行役</u>が定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (条文省略)<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた<u>執行役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条文省略)<br/>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>執行役会長</u>を兼務する<u>取締役</u>が招集し議長となる。但し、<u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 14 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)<br/>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。<br/>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた<u>取締役</u>が定め、これを公告する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 (現行どおり)<br/>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた<u>取締役</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 12 条 (現行どおり)<br/>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し議長となる。但し、<u>取締役会長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第15条 株主総会は、その決議によって、法令又は定款に別段の定めがある事項を定めるほか、当会社又は当会社の親会社及び子会社の執行役、従業員（<u>取締役を兼務する者を含む。</u>）及び顧問に対する当会社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の内容を定めることができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第15条 株主総会は、その決議によって、法令又は定款に別段の定めがある事項を定めるほか、当会社又は当会社の親会社及び子会社の取締役、従業員及び顧問に対する当会社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の内容を定めることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役会長を兼務する取締役が招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 指名委員会等</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 執 行 役</p> <p>第29条～第33条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長、最高経営責任者及び最高財務責任者各1名並びにその他の役職を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>   | <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(新 設)</p>                                                                    | <p><u>(執行役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる第 8 期定時株主総会終結前の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                    | <p><u>(本店の所在地に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 本店の所在地の変更は、2023年 6 月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

### 提案の理由

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                  | 地位及び担当                        | 委員会                     | 取締役会等の出席状況                                         |
|-----------|----------------------|-------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 【再任】<br>1 | くぼ た りょう<br>達 田 良    | 取締役<br>代表執行役会長、社長<br>兼最高経営責任者 | 【指名委員会】（委員長）<br>【報酬委員会】 | 取締役会 22 / 22回<br>指名委員会 2 / 2 回<br>報酬委員会 3 / 3 回（注） |
| 【新任】<br>2 | いち かわ い よ<br>市 川 今 代 | 事業・コミュニケーション<br>部長            | —                       | —                                                  |

(注) 就任後に開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会のみを対象としております。

候補者番号

1

窪田良

再任



生年月日 1966年10月18日生  
当社株式所有数 10,250,654株  
在任年数 7年5ヵ月  
取締役会等への出席状況  
取締役会 22/22回  
指名委員会 2/2回  
報酬委員会 3/3回※(注7)

### 略歴、地位、担当

|         |                                             |          |                             |
|---------|---------------------------------------------|----------|-----------------------------|
| 2002年6月 | アキュセラ・インク設立、取締役                             | 2015年12月 | 当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者        |
| 2002年6月 | アキュセラ・インク社長、最高経営責任者兼会計責任者                   | 2016年12月 | 当社取締役、代表執行役会長、社長兼最高経営責任者（現） |
| 2005年4月 | アキュセラ・インク取締役会長                              |          |                             |
| 2014年6月 | 慶應義塾大学医学部客員教授                               |          |                             |
| 2015年5月 | アキュセラ・インク（現クボタビジョン・インク）会長、社長兼最高経営責任者、取締役（現） |          |                             |

### 重要な兼職の状況

クボタビジョン・インク会長、社長兼最高経営責任者、取締役

### 取締役候補者とした理由等

窪田良氏は、創業者であり、経営者としての手腕や眼科領域における豊富な知見と実績に基づくリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

候補者番号

2

市川今代

新任



生年月日 1991年6月3日生  
当社株式所有数 無し

### 略歴、地位、担当

|          |                      |          |                       |
|----------|----------------------|----------|-----------------------|
| 2017年12月 | 株式会社インフラトップ          | 2021年10月 | 当社広報・マーケティングシニアマネージャー |
| 2019年8月  | 窪田製薬ホールディングス広報マネージャー | 2022年10月 | 当社事業・コミュニケーション部長（現）   |

### 重要な兼職の状況

無し

### 取締役候補者とした理由等

市川今代氏は、事業会社における事業開発及び広報・販促活動の分野における幅広い経験に加え、当社の全パイプラインにおける経営と開発サイド両面に向けたコミュニケーション及び新規事業開発を担っております。今後は事業分野を統括する取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

- (注) 1.クボタビジョン・インクは当社の完全子会社です。
- 2.各候補者と当社の間にも特別な利害関係はありません。
- 3.当社は、取締役窪田良氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。取締役候補者の窪田良氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者である市川今代氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。
- 5.上表における当社株式所有数は、会社法施行規則に基づき表示されており、各取締役候補者が所有している可能性のある派生有価証券は含まれておりません。
- 6.上表における当社株式所有数は、2023年2月28日現在のものです。
- 7.就任後に開催された取締役会、指名委員会、報酬委員会のみを対象としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査委員会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                                            | 地位及び担当                | 委員会                | 取締役会等の出席状況                                                |
|-----------|------------------------------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 【新任】<br>1 | <b>社外</b> <b>独立</b><br>まき 恵美子<br>牧 えみこ         | 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】 | 【指名委員会】<br>【監査委員会】 | 取締役会 16 / 16回 (注)<br>指名委員会 1 / 1回 (注)<br>監査委員会 3 / 3回 (注) |
| 【新任】<br>2 | <b>社外</b> <b>独立</b><br>ほり うち つとむ<br>堀 内 勉      | —                     | —                  | —                                                         |
| 【新任】<br>3 | <b>社外</b> <b>独立</b><br>よし ざき こういちろう<br>吉 崎 浩一郎 | —                     | —                  | —                                                         |

(注) 就任後に開催された取締役会、指名委員会、監査委員会のみを対象としております。

候補者番号

1

まき  
牧 恵美子

新任



生年月日 1975年4月30日生  
 当社株式所有数 無し  
 社外取締役在任年数 1年  
 取締役会等への出席状況  
 取締役会 16/16回※ (注)8  
 指名委員会 1/1回※ (注)8  
 監査委員会 3/3回※ (注)8

## 略歴、地位、担当

|          |                               |          |                        |
|----------|-------------------------------|----------|------------------------|
| 2006年10月 | 弁護士登録                         | 2016年1月  | 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー (現) |
| 2006年10月 | 阿部・井窪・片山法律事務所入所               | 2016年12月 | 知財管理技能検定試験委員 (現)       |
| 2015年12月 | 弁理士試験試験委員 (意匠法)<br>(~2016.12) | 2022年4月  | 当社社外取締役 (現)            |

## 重要な兼職の状況

阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牧恵美子氏は、2022年4月には当社社外取締役に選任され、また弁護士として、企業法務分野に加えて知財法分野においても豊富な経験と知識を有し、国際的な案件の経験も豊富なことから、国際的に研究開発事業を展開する当社の社外取締役として適任であると判断しました。

候補者番号

2

ほりうち  
堀 内 勉

新任



生年月日 1960年5月19日生  
 当社株式所有数 無し

## 略歴、地位、担当

|          |                                 |         |                                |
|----------|---------------------------------|---------|--------------------------------|
| 1984年4月  | 株式会社日本興業銀行                      | 2017年6月 | 株式会社アクアイグニス 取締役会長              |
| 1998年4月  | ゴールドマン・サックス証券会社                 | 2022年2月 | 一般社団法人100年企業戦略研究所 代表理事・所長 (現)  |
| 1999年10月 | 森ビル株式会社                         | 2022年4月 | 株式会社ボルテックス 取締役会長 (現)           |
| 2005年3月  | 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 代表取締役社長  | 2023年4月 | 多摩大学大学院 教授、多摩大学社会的投資研究所 所長 (現) |
| 2007年6月  | 森ビル株式会社 常務取締役CFO                |         |                                |
| 2008年6月  | 森ビル株式会社 専務取締役CFO                |         |                                |
| 2016年4月  | 多摩大学大学院 特任教授                    |         |                                |
| 2017年2月  | LIFULL Investment株式会社 社外取締役 (現) |         |                                |

## 重要な兼職の状況

LIFULL Investment株式会社社外取締役、一般社団法人100年企業戦略研究所 代表理事・所長、株式会社ボルテックス 取締役会長、多摩大学大学院 教授、多摩大学社会的投資研究所 所長

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀内勉氏は、金融分野での実務経験の後、長年にわたり大手企業の最高財務責任者(CFO)を務め、またファイナンス分野の大学教授の立場で幅広く企業経営の分野に携わるなど、上場企業の経営全般、特に財務・経理に関する専門的な知見と経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。



生年月日 1966年11月28日生  
当社株式所有数 無し

### 略歴、地位、担当

|          |                                |          |                                |
|----------|--------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1990年 4月 | 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社   | 2016年 2月 | クックビズ株式会社社外取締役就任（現）            |
| 1996年 7月 | 日本AT&T株式会社入社                   | 2016年 7月 | ライフスタイルアクセント株式会社社外取締役就任（現）     |
| 1998年 4月 | シュローダー・ベンチャーズ株式会社入社            | 2016年11月 | プティックス株式会社社外取締役就任（現）           |
| 2002年 7月 | 株式会社MKSパートナーズ入社パートナー就任         | 2017年 2月 | グロースポイント・エクイティLLP設立パートナー就任（現）  |
| 2005年 9月 | カーライル・ジャパン・エルエルシー入社            | 2017年 5月 | 株式会社No.1社外取締役就任（現）             |
| 2009年10月 | 株式会社グロース・イニシアティブ設立代表取締役就任（現）   | 2018年 8月 | 株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス取締役就任（現） |
| 2011年 9月 | 株式会社アルフレックスジャパン社外取締役就任（現）      | 2022年 3月 | シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外取締役就任（現）   |
| 2013年11月 | 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）取締役就任 |          |                                |
| 2015年 9月 | 株式会社イード社外取締役就任（現）              |          |                                |

### 重要な兼職の状況

株式会社グロース・イニシアティブ代表取締役、株式会社アルフレックスジャパン社外取締役、株式会社イード社外取締役、クックビズ株式会社社外取締役、ライフスタイルアクセント株式会社社外取締役、プティックス株式会社社外取締役、グロースポイント・エクイティLLPパートナー、株式会社No.1社外取締役、株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス取締役、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎浩一郎氏は、投資家としての長年の経験に加え、海外事業を含めた会社経営全般における上場企業、中堅企業及び成長企業に対する豊富なアドバイスの経験、さらに複数社の社外取締役としての経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

- (注) 1.各候補者と当社の間いずれも特別な利害関係はありません。
- 2.牧恵美子氏、堀内勉氏及び吉崎浩一郎氏の3氏は、社外取締役候補者であります。各氏が取締役に就任が承認された場合、独立役員として届け出る予定です。
- 3.当社は現に当社の社外取締役である牧恵美子氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。牧恵美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。堀内勉氏、及び吉崎浩一郎氏が社外取締役に就任した場合、当社は両氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、社外取締役である牧恵美子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者である堀内勉氏及び吉崎浩一郎氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれます。
- 6.上表における当社株式所有数は、会社法施行規則に基づき表示されており、各取締役候補者が所有している可能性のある派生有価証券は含まれておりません。
- 7.上表における当社株式所有数は、2023年2月28日現在のものです。
- 8.就任後に開催された取締役会、指名委員会、監査委員会のみを対象としております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、及び株式型報酬で構成することを基本方針といたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び株式型報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は2名（内、社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」においてご承認いただいた取締役の報酬の範囲内で、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は2名、監査等委員である取締役の員数は3名となり、このうち、本議案にかかる新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は2名、監査等委員である取締役は3名です。

### I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行したいと存じます。

### II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

#### 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権12,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式1,200,000株（うち取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分が500,000株、監査等委員である取締役分が100,000株です。）を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

#### 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### Ⅲ. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、窪田製薬ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。

なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる 1 株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{\text{調整前付与株式数}}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）を、(ii)「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）で除した割合をいうものとする。

## 2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

## 3. 本新株予約権を行使することができる期間

割当日から付与決議日後10年を経過する日まで。

## 4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 6. 当社による本新株予約権の取得

(1) (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、(b) 当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、または(c) 当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（ただし、当社の全てまたは実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 7. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

### (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

### (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

### (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記2.に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

### (5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記5.に定めるところと同様とする。

8. 本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

9. 本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

10. その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

IV. 米国内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱い

本議案のご承認による委任を受け、当社取締役会にてストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議した場合には、当該新株予約権について当社と米国に居住する付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約につきまして、当該新株予約権が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受けるためのご承認をお願いいたしたいと存じます。

以 上

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当社グループは、眼科領域に特化しグローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が抑えられてきたことによる経済の持ち直しが期待されておりましたが、いまだ予断を許さない状況が継続していることに加え、ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、急激な為替変動等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループは以下のとおり事業展開及び研究開発を進めました。

#### [医療機器]

(ウェアラブル近視デバイス (Kubota Glass) )

当社グループが開発中のクボタメガネ・テクノロジーは、網膜に人工的な光刺激を与えて近視の進行の抑制、治療を目指す当社独自のアクティブスティミュレーション技術です。2020年に、米国子会社のクボタビジョン・インクが、被験者12名に対し、クボタメガネ・テクノロジーを用いた試作機である卓上デバイスにて眼軸に与える影響を検証した結果、対照眼と比較し眼軸長の短縮を確認しました。次いで、同技術を用いたウェアラブルデバイスでも、18歳から35歳の25名の近視傾向のある被験者に対しても同様の効果検証が完了しました。また、クボタメガネテクノロジーを用いた卓上デバイスにて、成人患者に対し、4ヶ月間、週3～5回、1日1.5時間の光刺激(近視性デフォーカス)を与えた臨床試験では、年間換算で近視の進行を等価球面度数で見た場合、平均101%抑制し、眼軸長の伸長の38%の減少が見られました。

通常、眼軸長は、年齢と共に伸びる、若しくは成長が止まるものであり、人工的な光により眼軸長が対照眼と比較して短くなるということは、世界でも前例がありません。当社では、このテクノロジーをスマートメガネ、スマートコンタクトレンズに応用し、メガネのいない世界の実現に向けて開発を推進しております。

2021年には、台湾における医療機器の製造許可取得及び医療機器のデザイン・開発会社として「ISO 13485:2016」の認証を取得しました。また2022年には、米国FDAでの医療機器登録の完了及び、ソフトローンチとして、米国及び日本の一部眼科医院で販売を開始、2022年12月に初の直営店となる「Kubota Glass Store」を東京にオープンしました。現在、販売拡大に向けた準備を進めるとともに、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。今後は、主に日本、米国及び台湾において、製造から販売・配送、アフターケアまでのプロセスにおけるトラブルシューティング及びマーケットフィットの検証を目的としたソフトローンチを行う一方で、より広範な市場での商業化を可能にするためのマーケティング活動の強化、及びよりマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次着手していく方針です。

#### (在宅・遠隔医療モニタリング機器)

当社が開発する超小型モバイルOCT（光干渉断層計）のPBOSは、眼科において網膜の状態の検査に用いられるOCTの超小型モデルのことで、モバイルヘルスを含む在宅・遠隔医療分野での需要を見据えた在宅眼科医療機器ソリューションです。ウェット型加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫等の網膜浮腫による網膜疾患患者が自宅で患者自身で網膜の状態を測定することを可能にする検査デバイスです。インターネットを介して、網膜の構造や視力の変化といった病状の経過を、医師が遠隔で診断できるシステムを確立することにより、個別の患者に適した眼科治療を実現し、視力の維持向上を目指します。2020年の初期型試作機の完成以降も更なる機能改善のため、AI（人工知能）を活用した3D生成機能などのソフトウェア改良を行いつつ、パートナー企業との共同開発、商業化の可能性を模索しております。

#### [低分子化合物]

エミクススタト塩酸塩については、スターガルト病を対象とする第3相臨床試験として、2018年11月には最初の被験者登録を、最終的には194名の被験者登録を完了し、当第3相臨床試験は終了しました。当該臨床研究のデータベースの集計及び分析の結果、主要評価項目及び副次的評価項目を達成せず、治療群間の有意差も示されませんでした。主要評価項目である黄斑萎縮の進行率は、エミクススタト投与群で1.280mm<sup>2</sup>/年、プラセボ投与群で1.309mm<sup>2</sup>/年でした（ $p=0.8091$ ）。但し、エミクススタトの忍容性は良好で、先行研究と同様の安全性プロファイルが示されております。

その後の更なる分析の結果、ベースライン時の萎縮病巣面積がより小さい被験者グループでのプラセボ投与群と比較したところ、エミクススタト投与群の萎縮病巣の進行率が有意に低いことが示唆され、それを検証するべく、サブグループ解析を実施しました。ベースライン時の萎縮病巣領域が小さい被験者グループに対して変数減少法による単変量と多変量分析を行い、このサブグループにおける萎縮病巣の進行に影響する独立したベースラインの因子を特定しました。この解析の結果、エミクススタト投与群の24カ月目の黄斑萎縮の進行率が、プラセボ投与群に比べ40.8%抑制されました（ $p=0.0206$ 、エミクススタト投与群  $n=34$ 、プラセボ群  $n=21$ ）。上記の結果を受けて、当社は、引き続き共同開発パートナーを探す等の活動を継続するとともに、エミクススタトの今後の計画について改めて検討してまいります。

当連結会計年度の事業収益は8百万円、売上原価は6百万円となりました。研究開発費、販売費及び一般管理費については以下のとおりです。

## 研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、前連結会計年度と比較して528百万円減少（前年度比△25.9%）し、1,513百万円となりました。これは、エミクススタト塩酸塩の研究開発費用、及びウェアラブル近視デバイスの開発費用が減少したことが主な要因です。

(単位：%を除き、千円)

|       | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 増減額      | 増減率 (%) |
|-------|-----------|-----------|----------|---------|
| 研究開発費 | 2,040,674 | 1,512,866 | △527,808 | △25.9   |

## 販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して3百万円減少（前年度比△0.4%）し、601百万円となりました。これは、経費削減施策の影響によりその他の一般管理費が減少したことが主な要因です。

(単位：%を除き、千円)

|            | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 増減額    | 増減率 (%) |
|------------|-----------|-----------|--------|---------|
| 販売費及び一般管理費 | 603,905   | 601,293   | △2,612 | △0.4    |

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において特記すべき重要な設備投資はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使に伴う新株の発行を行い、総額1,515百万円の資金調達を行いました。

## 4. 対処すべき課題

### (1) 株主価値の創造

医薬品や医療機器の開発は、新しい市場や社会的価値を生み出すことにつながります。これを実現するためには、有望なパイプラインへの積極的な投資のほか、企業買収等を行うことが重要と考えております。当社グループは、財務状況を鑑みながらこれらの投資を行い、企業価値を高め、株主価値の創造につなげてまいります。

### (2) 研究開発投資によるイノベーションと成長の実現

成長を維持し、将来の収益を生み出すためには、研究開発活動への先行投資を継続し、アンメット・メディカル・ニーズに対応する革新的な製品の開発を促進することが重要であります。当社グループが開発中のウェアラブル近視デバイス、PBOS、エミクススタト塩酸塩等は、革新的な作用メカニズム、あるいは、治療効果を高めるソリューションとなる可能性を秘めております。一日も早く研究開発成果を達成するために、当社グループは効率的に資源を活用してまいります。

### (3) 資金調達が多様化と安定化

企業価値を高めるためには、パイプラインの開発を進めるとともに、継続的に有望な化合物や技術を外部から導入する必要がありますが、一方で研究開発費は増加します。当社グループは事業基盤を強化するために、株式市場からの資金調達だけでなく、パートナー企業との提携を通じた資金の確保など、必要に応じて資金調達の多様化と安定化を図ってまいります。

### (4) 強力な特許ポートフォリオの維持

当社グループは、知的財産の創造と保護が事業の成功に不可欠であると考えており、積極的に特許保護を求めています。特許を取得しない状況においても営業秘密や秘密保持契約に基づき独占的な技術とノウハウを保護してまいります。

### (5) グローバルな経営体制の強化

当社グループは米国を中心にグローバルに事業展開をしております。当社グループの事業にとって、言語や文化、価値観の異なる人々と円滑なコミュニケーションを図り、企業価値の最大化に貢献できる人材が必要不可欠ですが、このようなグローバル人材のニーズは年々高まっており、人材獲得競争は激しくなっています。当社グループは優秀な人材の確保に努め、グローバルな経営体制を強化してまいります。

## (6) 継続的な情報収集

医薬品・医療機器に関連する開発技術は日進月歩で向上しております。そうした最先端技術や各国の法規制の変化、世界の市場の動きなどを常に把握し続ける必要があります。当社グループは多国籍であることの強みを活かし、日本、米国、欧州、アジアにおける独自の情報網を構築しております。そこから得る情報をグループ内で共有し、開発方針や事業戦略に活かしてまいります。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第5期<br>(2019年1月1日から<br>2019年12月31日まで) | 第6期<br>(2020年1月1日から<br>2020年12月31日まで) | 第7期<br>(2021年1月1日から<br>2021年12月31日まで) | 第8期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年1月1日から<br>2022年12月31日まで) |
|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 事業収益 (千円)                 | -                                     | 37,786                                | -                                     | 8,254                                              |
| 税引前当期損失 (千円)              | △3,105,243                            | △2,437,424                            | △2,616,451                            | △2,015,906                                         |
| 親会社の所有者に<br>帰属する当期損失 (千円) | △3,065,570                            | △2,437,424                            | △2,616,451                            | △2,015,906                                         |
| 基本的1株当たり当期損失 (円)          | △73.06                                | △56.90                                | △57.46                                | △40.92                                             |
| 資産合計 (千円)                 | 8,740,591                             | 6,691,936                             | 4,832,564                             | 4,419,755                                          |
| 資本合計 (千円)                 | 8,077,082                             | 5,993,079                             | 4,152,921                             | 3,949,535                                          |

- (注) 1. 第3期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。  
2. 基本的1株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金     | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|-------------|-----------|-----------|--------------------|
| クボタビジョン・インク | 207,030千円 | 100.0%    | 眼科に特化した医薬品・医療機器の開発 |

(注) 当社の連結子会社は上記の1社及び窪田オフサルミクス株式会社であります。

## 7. 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的として、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。当社の100%子会社であるクボタビジョン・インク（米国）が研究開発の拠点となり、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発に取り組んでいます。

当社グループのパイプライン（開発品群）については、ウェアラブル近視デバイスや在宅・遠隔医療モニタリング機器といった、今後高い成長が期待されている医療機器の分野に経営リソースを重点的に投下しつつ、エミクススタット塩酸塩を中心とする低分子化合物の分野でも継続的に事業化を模索することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

医療機器については、当社グループ独自のアクティブスティミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用して近視を抑制するウェアラブル近視デバイス、及び在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「PBOS（Patient Based Ophthalmology Suite）の開発を進めています。低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタット塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。

その他にも、低分子化合物、医療機器において、早期段階の研究開発を行っております。

当社グループのパイプラインの詳細については、「1. 事業の経過及び成果」をご参照ください。

## 8. 主要な事業所（2022年12月31日現在）

- (1) 当社の主要な事業所      本 社：東京都千代田区
- (2) 子会社の主要な営業所      クボタビジョン・インク：米国      ワシントン州

## 9. 使用人の状況（2022年12月31日現在）

- (1) 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 7名   | 1名減         |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用等3名を含んでおりません。

- (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 5名   | 3名増       |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用等1名を含んでおりません。

## Ⅱ 株式の状況（議決権基準日：2023年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 151,358,476株

2. 発行済株式の総数 54,961,788株（自己株式70株を含む。）

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,100,100株増加しております。

3. 株主数 26,097名

### 4. 大株主

| 株主名                                                    | 持株数         | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 窪田 良                                                   | 10,250,654株 | 18.65% |
| 株式会社SBI証券                                              | 1,475,800株  | 2.68%  |
| 水野 親則                                                  | 624,000株    | 1.13%  |
| 松井証券株式会社                                               | 607,400株    | 1.10%  |
| 楽天証券株式会社                                               | 519,500株    | 0.94%  |
| JPモルガン証券株式会社                                           | 432,800株    | 0.78%  |
| 大和証券株式会社                                               | 422,049株    | 0.76%  |
| 津田 甚吾                                                  | 350,000株    | 0.63%  |
| 水谷 豊                                                   | 300,000株    | 0.54%  |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 261,320株    | 0.47%  |

(注) 1. 持株比率は自己株式（70株）を控除して算出しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

## III 新株予約権等の状況

### 1. 当事業年度の末日に有する当社役員（執行役を含む）が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

#### (1) 社外取締役

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数 | 目的となる株式<br>の種類と数 | 保有者数 | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                         |
|----------------------------|---------|------------------|------|---------------------|--------------------------------|
| 第11回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 60,000個 | 普通株式<br>60,000株  | 2名   | 9.22米ドル             | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで   |
| 第16回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 50,000個 | 普通株式<br>50,000株  | 2名   | 15.41米ドル            | 2016年12月6日から<br>2026年7月12日まで   |
| 第23回新株予約権<br>(2019年9月13日)  | 500個    | 普通株式<br>50,000株  | 2名   | 303円                | 2021年9月14日から<br>2029年9月13日まで   |
| 第27回新株予約権<br>(2020年9月29日)  | 500個    | 普通株式<br>50,000株  | 2名   | 321円                | 2021年9月30日から<br>2030年9月29日まで   |
| 第29回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 750個    | 普通株式<br>75,000株  | 2名   | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |
| 第30回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 500個    | 普通株式<br>50,000株  | 1名   | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |

#### (2) 執行役

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数  | 目的となる株式<br>の種類と数 | 保有者数 | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                         |
|----------------------------|----------|------------------|------|---------------------|--------------------------------|
| 第11回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 747,462個 | 普通株式<br>747,462株 | 1名   | 9.22米ドル             | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで   |
| 第13回新株予約権<br>(2016年11月21日) | 32,538個  | 普通株式<br>32,538株  | 1名   | 10.14米ドル            | 2016年12月6日から<br>2026年1月21日まで   |
| 第23回新株予約権<br>(2019年9月13日)  | 3,470個   | 普通株式<br>347,000株 | 1名   | 303円                | 2021年9月14日から<br>2029年9月13日まで   |
| 第24回新株予約権<br>(2020年2月28日)  | 1,242個   | 普通株式<br>124,200株 | 1名   | 269円                | 2022年3月1日から<br>2030年2月28日まで    |
| 第27回新株予約権<br>(2020年9月29日)  | 3,109個   | 普通株式<br>310,900株 | 2名   | 321円                | 2021年9月30日から<br>2030年9月29日まで   |
| 第29回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 1,500個   | 普通株式<br>150,000株 | 1名   | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |
| 第30回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 4,010個   | 普通株式<br>401,000株 | 1名   | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |

(注) 執行役を兼務する取締役については執行役を含めております。

## 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等（当社使用人、子会社役員、子会社使用人、子会社コンサルタント）に対し交付した新株予約権の状況

| 回次<br>(決議年月日)              | 新株予約権の数                      | 目的となる株式<br>の種類と数                       | 交付者数                         | 行使時の払込金額<br>(1株当たり) | 権利行使期間                         |
|----------------------------|------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 第29回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 当社使用人<br>680個                | 当社使用人<br>普通株式<br>68,000株               | 当社使用人<br>5名                  | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |
| 第30回新株予約権<br>(2022年11月11日) | 子会社使用人・<br>コンサルタント<br>3,060個 | 子会社使用人・<br>コンサルタント<br>普通株式<br>306,000株 | 子会社使用<br>人・コンサル<br>タント<br>7名 | 139円                | 2022年11月24日から<br>2032年11月11日まで |

## 3. その他新株予約権等の状況

2022年8月12日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数               | 100,000個                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 10,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり31円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込期日             | 2022年9月5日                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき 当初行使価額 162円<br>上限行使価額 なし<br>下限行使価額 81円                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使期間             | 2022年9月6日から2024年9月5日まで                                                                                                                                                                                                                           |
| 行使価額及び行使価額の修正条件        | 本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。<br>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。 |
| 割当先                    | パークレイズ・バンク                                                                                                                                                                                                                                       |

## IV 会社役員 の 状況

### 1. 取締役及び執行役の状況 (2022年12月31日現在)

#### (1) 取締役

| 地位及び担当                        | 氏 名     | 委員会                    | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|---------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>代表執行役会長、<br>社長兼最高経営責任者 | 窪 田 良   | 指名委員長<br>報酬委員          | クボタビジョン・インク 会長、社長兼最高経営責任者、取締役                                                                                                                                                          |
| 取締役<br>執行役<br>最高財務責任者・最高執行責任者 | 深 井 未来生 | —                      | クボタビジョン・インク 取締役                                                                                                                                                                        |
| 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 浅 子 信太郎 | 監査委員長<br>指名委員<br>報酬委員長 | くら寿司 USA・インク 社外取締役<br>株式会社ユーザベース 社外取締役<br>セブンイレブン・インク 社外取締役<br>株式会社イングリッド 社外取締役<br>Bulldog Advisory Inc.取締役、Fouder & CEO<br>デライト・ベンチャーズ1号 投資事業有限責任組合<br>マネージングパートナー<br>クボタビジョン・インク 取締役 |
| 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 津 田 真 吾 | 報酬委員<br>監査委員           | 株式会社インディー・ジャパン 代表取締役<br>INDEE Singapore Pte. Ltd.取締役<br>株式会社MENOU 取締役                                                                                                                  |
| 取締役<br>【社外取締役】 【独立役員】         | 牧 恵 美 子 | 監査委員<br>指名委員           | 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー                                                                                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役浅子信太郎氏、取締役津田真吾氏及び取締役牧恵美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 取締役浅子信太郎氏は、カリフォルニア州の公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役牧恵美子氏は、弁護士の資格を有しており、法務及び知的財産権に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、常勤監査委員を選定しておりません。

#### (2) 執行役

| 地位及び担当                     | 氏 名     | 重要な兼職の状況                      |
|----------------------------|---------|-------------------------------|
| 代表執行役会長、社長<br>兼最高経営責任者     | 窪 田 良   | クボタビジョン・インク 会長、社長兼最高経営責任者、取締役 |
| 執行役<br>最高財務責任者・<br>最高執行責任者 | 深 井 未来生 | クボタビジョン・インク 取締役               |

## 2. 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役窪田良氏、取締役深井未来生氏、取締役浅子信太郎氏、取締役津田真吾氏及び取締役牧恵美子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。

## 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、執行役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

## 5. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、原則として、執行役・取締役に対しては、金銭及び株式型報酬の組み合わせにより報酬を支払います。他方、執行役・取締役に対しては、取締役としての業務について追加的な報酬を支払いません。加えて、当社は、執行役に対して、給与、賞与及びその他の経済的利益ならびに株式型報酬を支払います。但し、当社執行役が当社子会社の執行役を兼務する場合、原則として、当社と当該子会社がその報酬を別途報酬委員会が合理的に決定する割合により按分して支払うものとし、各取締役及び執行役の報酬の金額及び構成は、経営の状況、各取締役または執行役の地位及び責務、ならびに従業員の標準的な給与を踏まえて、報酬委員会によって決定されます。また、各取締役及び執行役の報酬は、独立アドバイザーの提供する調査結果を基準として定められます。当該調査結果は、能力のある取締役及び執行役を勧誘し、維持するために、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因についての知見を提供するものです。報酬委員会は、当社の類似企業群における報酬慣行を勘案して、取締役及び執行役の報酬基準を毎年見直す責務を負っています。当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容は、経営の状況、各取締役の地位及び責務、能力及び期待される役割等の要素を考慮し、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因と照らした上で、上記方針に沿うものであると報酬委員会は判断しております。

## 6. 取締役及び執行役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の種類別の総額             |              |                      |                      | 報酬等の総額                 |
|------------------|------------|------------------------|--------------|----------------------|----------------------|------------------------|
|                  |            | 基本報酬                   | 業績連動報酬       | ストック<br>オプション        | 左記のうち、<br>非金銭報酬等     |                        |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(4名) | 16,083千円<br>(16,083千円) | －千円<br>(－千円) | 4,776千円<br>(4,776千円) | 4,776千円<br>(4,776千円) | 20,859千円<br>(20,859千円) |
| 執行役              | 3名         | 16,354千円               | 1,958千円      | 32,334千円             | 32,334千円             | 50,648千円               |
| 合 計              | 7名         | 32,438千円               | 1,958千円      | 37,110千円             | 37,110千円             | 71,507千円               |

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役は、執行役に含めております。
2. 業績連動報酬の金額は、執行役に対する金銭による報酬として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。
3. 非金銭報酬等の内容は、2016年11月21日、2019年9月13日、2020年2月28日、2020年9月29日及び2022年11月11日開催の取締役会決議に基づき社外取締役及び執行役に対して付与された新株予約権であります。当該新株予約権について、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について、社外取締役が4,776千円、執行役が32,334千円の費用を、それぞれ損益計算書に計上しております。また、執行役に対する金銭以外の報酬として損益計算書に費用として計上した退職給付費用が、120千円あります。金銭による報酬等の合計にこれらを加えた金額の合計値は、社外取締役が20,859千円、執行役が50,768千円であります。なお、当該新株予約権の詳細については、「Ⅲ新株予約権等の状況」をご参照ください。
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役浅子信太郎氏、取締役津田真吾氏及び取締役牧恵美子氏の重要な兼職先（但し、子会社クボタビジョン・インクを除く）と当社との間には、特別な関係はありません。

### (2) 会社または会社の特定関係事業者との関係

全ての社外役員は、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会及び担当委員会への出席状況及び専門性

#### ・取締役 浅子信太郎

当事業年度に開催された取締役会22回中22回、指名委員会2回中2回、報酬委員会5回中5回、監査委員会4回中4回に出席しています。浅子氏はカリフォルニア州の公認会計士の資格を有し、豊富な経営管理の経験ならびに米国及び日本の両国における上場企業に関連する法規制について精通していることから、主に経営・財務の見地から監督・助言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査委員会において、当社の経理システム、会計監査、内部監査について適宜必要な発言を行っております。

・取締役 津田真吾

当事業年度に開催された取締役会22回中22回、報酬委員会5回中5回、監査委員会4回中4回に出席しています。津田氏は、ベンチャー企業への投資・育成ならびに医療機器分野の新規事業立ち上げ等において豊富な経験と知識を有しており、主に業界の知見や研究開発の見地から監督・助言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、報酬委員会及び監査委員会において、当社の役員報酬等の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言をおこなっております。

・取締役 牧恵美子

当事業年度に開催された取締役会16回中16回（注）、指名委員会1回中1回（注）、監査委員会3回中3回（注）に出席しています。牧氏は、弁護士として、企業法務分野に加えて知財法分野においても豊富な経験と知識を有し、国際的な案件の経験も豊富なことから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、指名委員会及び監査委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

（注） 就任後に開催された取締役会、指名委員会、監査委員会のみを対象としております。

## V 会計監査人の状況

1. 名称 三優監査法人

### 2. 報酬等の額

|                                            | 金 額      |
|--------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 | 14,350千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額        | 14,350千円 |

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。  
2. 当社の重要な子会社クボタビジョン・インクは、当社の会計監査人の提携会計事務所の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査人員数、監査日程、その他報酬見積もりの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査委員会の委員の全員の同意に基づき、監査委員会が会計監査人を解任致します。

この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制と運用状況

#### (1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の執行役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保するために、以下の体制を含む内部統制システムを整備します。また、当社は必要に応じて、上記システムの評価及び改善を続けていきます。

- (ア) 取締役会、具体的には監査委員会は、当社の内部統制の十分性を検討します。当社の監査委員会は、経営管理のため、継続的に会計監査人と内部統制及び当社の計算書類の網羅性及び正確性について意見交換することとしています。
- (イ) 当社は、内部監査部門を設置しています。内部監査部門は、企業統治体制に係る内部統制の適切性を包括的かつ客観的に評価し、また、監査委員会に対して、重要性の高い問題点に取り組むための提案を行い、実務的なレベルで当社の会計監査人と協働してフォローアップを行います。
- (ウ) 当社は、コンプライアンスの促進のため、法令に従い内部規則を制定し、これらの諸規則の執行役及び従業員への周知を徹底しています。また、当社は必要となるコンプライアンスに関連する教育及びトレーニングの機会も提供しています。
- (エ) 当社は、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、違反報告者の保護を図る内部通報システムを構築することにより強化された内部通報規則を制定しています。
- (オ) 当社は、インサイダー取引を防止するために、インサイダー取引防止規程を制定しています。当該規程は、
  - (i) 取締役、執行役または従業員等が事業活動に関して取得した内部情報の管理に関する基本的事項、
  - (ii) 取締役、執行役または従業員等による株式及びその他の有価証券の売買及びその他の取引の管理及び規制、ならびに
  - (iii) 取締役、執行役、会計監査人及び従業員に求められる行動規範を定めています。
- (カ) 当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、係る反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。

#### (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役、執行役及び従業員による職務執行に係る情報の保存及び管理ならびに機密情報の取扱いに関する規程を定め、これらに基づき、該当情報を含む文書及び媒体を適切かつ確実に保持及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。

当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有しませんが、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査委員会は当社グループの主要な財務リスク及びかかるリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

当社取締役会または適切な委員会は、当社のリスクの確認、管理及び低減に向けた戦略を理解することができるよう、当社のCEO（最高経営責任者）またはその他の経営陣のメンバーから、会社が直面しているリスクについて報告を受領します。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社は、執行役による効率的な職務執行を確保するため十分な員数の執行役を保持します。

(イ) 定例の取締役会を開催し、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、執行役及び従業員の職務執行を監督します。

(ウ) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、CEO（最高経営責任者）及び最高開発責任者が出席する執行役会を少なくとも3カ月に1回開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る機動的な意思決定を行うものとし、また、重要プロジェクトに関する審議を行い、審議の内容によっては、委員会または取締役会において更なる検討を加えます。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するために、当社は、当社の子会社が基本的な運営事項について当社に対して承認申請しなければならないことを定めた、子会社の管理に係る規則及び手続を制定します。また、当社は、子会社が、当社グループの運営基準を理解、強化及び維持するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査を実施するよう確保していきます。

## (6) 監査委員会監査の状況

当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、監査委員会の活動を直接補助する取締役または従業員を選任しません。当社は、監査委員会がその職務（監査委員会規程に定義されます。）の執行に関連して負担したあるいは負担すると見込まれる合理的な費用につき、委員からの要求に応じて、償還または前払いを行います。

当社の監査委員会は、必要に応じて会計監査人から会計監査に係る報告書を受領するとともに、監査委員会は、監査方針、監査計画及び監査手法に係る問題を解決します。また、監査委員会の義務の履行のために必要かつ適切と認める場合には、他の会計士、コンサルタント及び専門家から報告書を受領します。監査委員会は、会計士及びコンサルタントに指揮したまたは追加的にもしくは別途、直接調査する方法により行われた監査及び調査の結果を取締役に報告します。

監査委員、会計監査人及び内部監査部門は、四半期毎に開催される監査委員会に出席します。監査委員会においては、監査委員会、会計監査人及び内部監査部門の監査計画、それらによる監査の実施、ならびに問題点及び改善策の進捗に関して報告及び協議が行われるものとします。

監査委員会は、会計監査人の報酬等に係る決定または有資格の監査法人及びコンサルタントにより許容される業務について承認を与えます。

これらの業務には、監査業務、監査関連業務、税務業務及びその他の業務を含むものとし、これらの業務の承認は、個別業務または業務の区分について詳細化されており、一般に個別の予算制限に従います。監査法人、コンサルタント及び経営陣は、上記の承認に従って監査法人及びコンサルタントにより提供される業務の範囲及びそれまでに実施された業務に係る報酬について、定期的に、監査委員会に報告します。

なお、法令や規則、会社の方針に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査委員会に報告することができ、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、外部専門家を効率的に活用しながら、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に報告しております。また、調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで当社の株主資本に対する現金配当を支払ったことがありません。当面は現金配当を行わず、当社の発展及び成長のためにすべての調達可能な資金及び将来の利益を保持する意向であります。当社の将来における株主資本に対する現金配当の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならびに当社の取締役会がその独自の裁量によって関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けます。

### 4. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目           | 金額               |
|--------------|------------------|
| <b>(資産)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>  | <b>4,181,835</b> |
| 現金及び現金同等物    | 4,048,969        |
| 売上債権         | 3,436            |
| 棚卸資産         | 7,433            |
| その他の流動資産     | 121,997          |
| <b>非流動資産</b> | <b>237,920</b>   |
| 有形固定資産       | 203,849          |
| その他の非流動資産    | 34,071           |
| <b>資産合計</b>  | <b>4,419,755</b> |

| 科目               | 金額               |
|------------------|------------------|
| <b>(負債及び資本)</b>  |                  |
| <b>流動負債</b>      | <b>360,827</b>   |
| 買掛金              | 42,928           |
| 未払債務             | 194,447          |
| 未払報酬             | 76,247           |
| リース負債            | 39,175           |
| その他の流動負債         | 8,030            |
| <b>非流動負債</b>     | <b>109,393</b>   |
| リース負債            | 109,393          |
| <b>負債合計</b>      | <b>470,220</b>   |
| <b>資本</b>        |                  |
| 資本金              | 2,066,706        |
| 資本剰余金            | 27,526,853       |
| 利益剰余金            | △24,180,654      |
| その他の資本の構成要素      | △1,463,370       |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 3,949,535        |
| <b>資本合計</b>      | <b>3,949,535</b> |
| <b>負債及び資本合計</b>  | <b>4,419,755</b> |

# 連結損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科目         | 金額        |            |
|------------|-----------|------------|
| 事業収益       |           | 8,254      |
| 事業費用       |           |            |
| 売上原価       | 5,821     |            |
| 研究開発費      | 1,512,866 |            |
| 販売費及び一般管理費 | 601,293   | 2,119,980  |
| その他の営業収益   |           | 73,706     |
| 営業損失       |           | △2,038,020 |
| その他の収益及び費用 |           |            |
| 金融収益       | 18,463    |            |
| 金融費用       | △11,563   |            |
| その他の収益     | 15,214    | 22,114     |
| 税引前当期損失    |           | △2,015,906 |
| 当期損失       |           | △2,015,906 |
| 当期損失の帰属    |           |            |
| 親会社の所有者    |           | △2,015,906 |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 金額               |
|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,455,556</b> |
| 現金及び預金          | 3,288,097        |
| 前払費用            | 4,223            |
| 未収入金            | 150,407          |
| 未収消費税等          | 12,828           |
| <b>固定資産</b>     | <b>30,288</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,758</b>     |
| 建物              | 7,202            |
| 工具、器具及び備品       | 2,555            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,530</b>    |
| 子会社株式           | 300              |
| 敷金及び保証金         | 20,230           |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,485,845</b> |

| 科目             | 金額                |
|----------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動負債</b>    | <b>44,316</b>     |
| 未払金            | 7,887             |
| 未払費用           | 9,726             |
| 未払法人税等         | 16,037            |
| 預り金            | 8,469             |
| 役員賞与引当金        | 2,195             |
| <b>固定負債</b>    | <b>2,500</b>      |
| 資産除去債務         | 2,500             |
| <b>負債合計</b>    | <b>46,816</b>     |
| <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>株主資本</b>    | <b>2,816,519</b>  |
| <b>資本金</b>     | <b>2,066,705</b>  |
| <b>資本剰余金</b>   | <b>2,066,205</b>  |
| 資本準備金          | 2,066,205         |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>△1,316,327</b> |
| その他利益剰余金       | △1,316,327        |
| 繰越利益剰余金        | △1,316,327        |
| <b>自己株式</b>    | <b>△64</b>        |
| <b>新株予約権</b>   | <b>622,510</b>    |
| <b>純資産合計</b>   | <b>3,439,029</b>  |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>3,485,845</b>  |

# 損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科目              | 金額      |                |
|-----------------|---------|----------------|
| <b>営業収益</b>     |         | <b>174,842</b> |
| <b>営業費用</b>     |         |                |
| 一般管理費           | 234,357 | 234,357        |
| <b>営業損失</b>     |         | <b>△59,514</b> |
| <b>営業外収益</b>    |         |                |
| 受取利息            | 21      |                |
| 為替差益            | 33,201  |                |
| 雑収入             | 1,090   | 34,312         |
| <b>営業外費用</b>    |         |                |
| 株式交付費           | 17,057  | 17,057         |
| <b>経常損失</b>     |         | <b>△42,258</b> |
| <b>特別利益</b>     |         |                |
| 新株予約権戻入益        | 43,739  | 43,739         |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>1,480</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    |         | 950            |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>530</b>     |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

窪田製菓ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

|                        |       |      |
|------------------------|-------|------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 古藤智弘 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 川村啓文 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、窪田製菓ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

窪田製菓ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 古藤智弘

公認会計士 川村啓文

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、窪田製菓ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び執行役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び執行役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月9日

窪田製薬ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 浅 子 信太郎 ㊞

監査委員 津 田 真 吾 ㊞

監査委員 牧 恵美子 ㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

# 株主総会会場のご案内

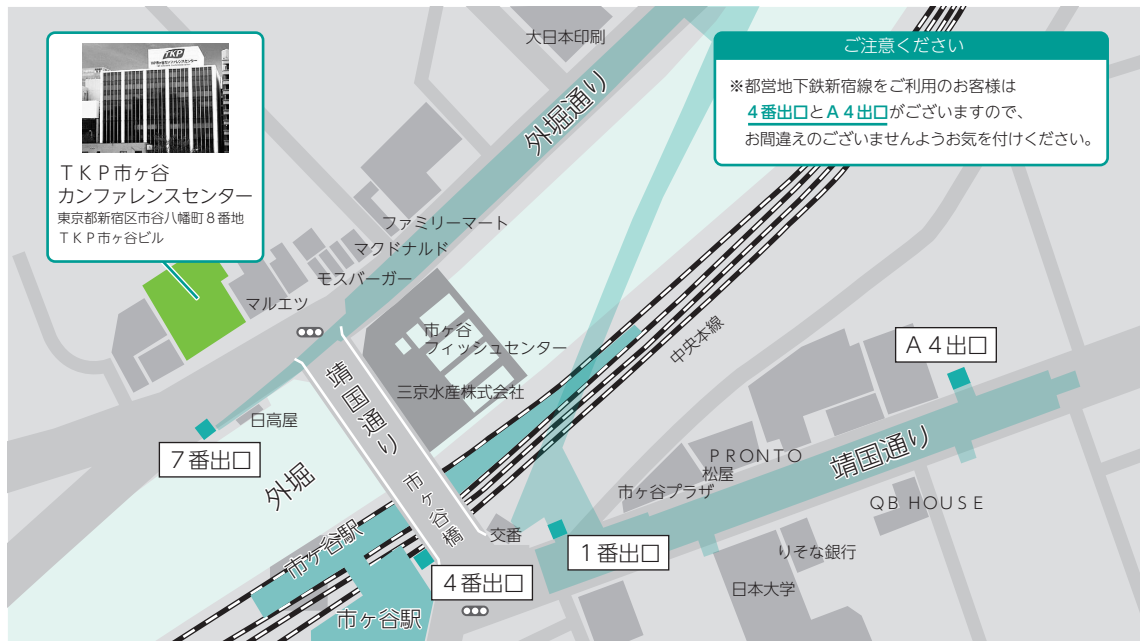
## 会場

東京都新宿区市谷八幡町8番地

**T K P市ヶ谷カンファレンスセンター 6階「ホール6C」** TEL 03 (5227) 6911

## 交通

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- J R総武線「市ヶ谷駅」から徒歩2分



※ご来場には公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。